

# 一般社団法人日本モルック協会 不服申立規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という）と選手等との間に発生した紛争に関し、不服審査会の運営及び不服申立ての手続き等について定めることにより、当該紛争の公正かつ迅速な解決を図ることを目的とする。

## 第2条（不服審査会）

- 1.本協会は、スポーツ仲裁に関する規程第4条に定める事項について、不服審査の申立てを受けた場合には、速やかに不服審査会を設置する。
- 2.不服審査会に、次の委員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 委員 若干名
- 3.委員長は、理事会が指名し、代表理事が任命する。
- 4.委員は、委員長が本協会理事及び監事並びに本協会の内外を問わず学識経験者から任命する。
- 5.当該事案に利害関係を有する者は委員となることができない。

## 第3条（不服申立手続き）

- 1.スポーツ仲裁に関する規程第4条に定める事項について、本協会の決定に不服がある者は、本協会に申立書、申立理由書を提出することにより説明を求めることができる。
- 2.申立書及び申立理由書は、当該決定の通知を受けた日から14日以内に提出しなければならない。
- 3.前項の申立てに対し不服審査会は、審査をした上、答申書を理事会に提出しなければならない。
- 4.前項の答申を受けた理事会は、不服審査会の答申を尊重し、不服申立てに対する審査をした上、不服申立てに理由がある場合には不処分も含めた新たな処分を決定し、不服申立てに理由がない場合又は不服申立ての要件を欠く場合等には棄却又は却下の決定をしなければならない。

## 第4条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附則

1. この規程は、**2026年4月1日**から施行する。
2. この規程の施行日前に行われた決定については、なお従前の例による。